

ID: 249

担当部署: 上下水道局

処分の概要	分担金の減免及び徴収猶予					
例 規 名 根 拠 条 項	長門市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例 第7条					
例 規 番 号	平成17年条例第152号					
【根拠条文】						
(分担金の減免及び徴収猶予)						
第7条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。						
2 市長は、受益者が災害その他特別の理由があると認めるときは、分担金の徴収を猶予することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日			